

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後３カ月以内に本人都合により退社、または本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料の一部を、次に定める割合で求人者に返還致します。

- ① 入社後一カ月以内に雇用契約が終了した場合・・・・・・・・100%
- ② 入社後二カ月以内に雇用契約が終了した場合・・・・・・・・75%
- ③ 入社後三カ月以内に雇用契約が終了した場合・・・・・・・・50%

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

また、当返戻金制度は契約により別途定める場合があります。

有料職業紹介事業許可番号：23－ユ－302323

株式会社G l o b a l